

七尾鹿島広域圏事務組合病院事業広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、七尾鹿島広域圏事務組合病院事業（以下「病院事業」という。）が保有する資産（以下「病院事業資産」という。）への広告掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、病院事業の新たな財源を確保し、もって、地域福祉の増進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる病院事業資産のうち掲載が可能なものとして第4条の規定により定めたものをいう。

ア 公立能登総合病院の印刷物

イ 公立能登総合病院のWEBページ

ウ 病院事業の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の決定及び基準等)

第3条 広告掲載の可否の決定に当たっては、次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 広告掲載をする広告は、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならない。

(2) 次に掲げる業種又は事業（以下「事業等」という。）を営む者の広告については、広告媒体に掲載しないものとする。

ア 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業等

イ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等

ウ その他掲載が好ましくないと七尾鹿島広域圏事務組合病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認める事業等

(3) 次に掲げる内容の広告については、広告媒体には掲載しないものとする。

ア 法令又は条例で禁止された事物を扱う広告

イ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な広告

ウ その他掲載する広告として不相当であると管理者が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、事業等及び掲載の判断基準については、別途定める。

3 第1項の決定をする場合は、あらかじめ七尾鹿島広域圏事務組合病院事業広告審査委員会の審査を経なければならない。

(広告媒体の選定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、それぞれの広告媒体を所管する課の長が管理者に協議して定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、広告媒体ごとに管理者が別途定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに掲載等に係る予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、管理者が別途定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、七尾鹿島広域圏事務組合病院事業広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載を希望する広告の原稿を添えて、管理者に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 管理者は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に文書(様式第2号又は第3号)で通知するものとする。

2 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものと

する。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後管理者が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の返還)

第11条 管理者は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還するものとする。

2 病院ホームページに掲載する広告において、広告掲載期間内に病院の都合でホームページを閉鎖した場合は、一箇月間を単位として、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数の合計が一箇月あたり5日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載の取消し)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき。

(2) 印刷物編集及び発行上支障があるとき。

(3) 管理者が指定する期日までに版下原稿を提出しなかつたとき。

(4) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかつたとき。

2 前項の決定の取消しにより生じた広告主の損害については、管理者は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告審査委員会)

第14条 広告等の掲載の可否を審査するため、七尾鹿島広域圏事務

組合病院事業広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、必要に応じて開催し、広告の選定について審議する。

3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（その他）

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

| | |
|------|--|
| 委員長 | 経営本部長 |
| 副委員長 | 経営企画課長 |
| 委員 | 総務課長、管理課長、患者サービス課長、医療情報課長、 地域医療連携室長 |

様式第 1 号 (第 7 条関係)

七尾鹿島広域圏事務組合病院事業広告掲載申込書

年 月 日

七尾鹿島広域圏事務組合
病院事業管理者

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話

FAX

E-mail _____

(担当者氏名)

七尾鹿島広域圏事務組合病院事業広告掲載要綱第 7 条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申込みます。

記

- 1 掲載希望媒体
- 2 掲載希望期間
- 3 広告料金の支払い

広告掲載が決定されたときは、遅滞無く広告料をお支払いします。

- 4 その他

広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性の持てるものとして作成ください。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

年 月 日

様

七尾鹿島広域圏事務組合
病院事業管理者

広告掲載決定通知書

年 月 日 付でお申込みいただきました広告掲載について、下記のとおり掲載することと決定いたしましたのでお知らせします。

つきましては、下記により手続をお願いします。

記

1 広告の掲載内容

- (1) 掲載媒体
- (2) 掲載期間

2 広告の版下原稿の提出期限

年 月 日までに経営企画課まで提出ください。

3 広告掲載料 金 _____ 円

4 広告掲載料の納入 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

5 その他

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

様

七尾鹿島広域圏事務組合
病院事業管理者

広告非掲載決定通知書

年 月 日付でお申込みいただきました広告掲載について、
下記の理由により掲載できないことと決定いたしましたのでお知らせ
いたします。

記

1 広告の内容

2 非掲載理由

3 その他